岩国市長 福 田 良 彦

(総合政策部課税課)

給与支払報告書の提出について(お願い)

住民税につきましては平素より格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。 さて、令和8年度の給与支払報告書につきまして、下記の点に注意して提出いただきますようお願いします。

記

1 提出期限

令和8年2月2日(月)

2 提出の対象となる受給者

- ア 令和7年中に給与の支払いがあり、令和8年1月1日に岩国市に居住していた方 ※岩国市以外の市区町村に居住していた方は、該当の市区町村に提出してください。
- イ 次に該当する方も提出をお願いします。
 - ・アルバイト、パートの方 ・年末調整を受けていない方 ・確定申告をする方 ・中途退職の方

3 提出するもの

- ①給与支払報告書(総括表)
 - ア 送付した総括表の裏面の書き方をご確認いただき、提出の際の表紙として使用してください。 (税理士事務所等を経由して提出されるときは、岩国市からお送りした総括表を使用するようお伝えください。)
 - イ 総括表には、支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。 (印字された法人番号に誤りがある場合は、黒字で訂正してください。)
- ②給与支払報告書(個人別明細書)

給与支払報告書(市町村提出用)を提出してください。提出の際は総括表と併せて提出してください。 (給与支払報告書(源泉徴収票)の用紙は、税務署又は岩国市役所で配布しています。)

③仕切紙について

普通徴収の方がいる場合は、仕切紙で個人別明細書を区分し提出してください。

〈個人事業主様へのお願い〉

- ★ 個人事業主の方が直接市へ持参される場合は、個人事業主様の※本人確認書類(個人番号および身元確認書類)の提示をお願いします。(郵送等で提出される場合は、本人確認書類の写しを添付してください。)
 - ※ 詳しくは岩国市ホームページをご確認ください。(岩国市ホームページ→くらしの情報→市民税・県民税→市税の手続きにおけるマイナンバー制度の導入について)
- ★ 委任を受けた税理士等が代理で提出する際は、税務代理権限証書(委任状)・税理士(代理人)本人の身元確認書類の原本・事業主様の個人番号確認書類(写し可)の提示をお願いします。(郵送等で提出される際は、写しを添付してください。)

4 給与受給者の異動届出書等について

給与支払報告書の提出後4月1日までの間に転勤・退職・休職・長期欠勤等の異動が生じた場合は、4月15日(水までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。また、入社等で特別徴収(給与天引き)を新たに希望される方がいる場合は、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。(異動届出書・切替申請書の様式は岩国市のホームページからダウンロードできます。)

5 eLTAXの利用について

給与支払報告書は、eLTAX(電子)で提出することもできます。

- ○eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。 eLTAXホームページ:https://www.eltax.lta.go.jp/
- ○なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」を ご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」: https://eltax.custhelp.com/

6 住民税の特別徴収実施のご案内

地方税法では原則として、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は従業員の住民税を特別徴収(給与天引き)しなければならないこととされており、山口県内の全ての市町は、令和元年度より法令に基づく特別徴収義務者の完全指定を実施しています。住民税の特別徴収をまだ実施されていない又は一部未実施の事業主の方は、特別徴収への切替をお願いします。

